[利用上の注意]

1 本調査を利用する場合の留意点

- (1) 回答を得た企業の回答を単純に集計したもので、必ずしも我が国企業全体を表す統計ではない。
- (2) 本調査の性質上、調査項目が多岐にわたり、また複雑なこともあり、必ずしもすべての調査項目に回答を得ているとは限らない。このため、集計社数が調査項目によって異なる。
- (3) 本調査は企業単位(本社に限らず支店、出張所、工場等を含めた企業全体)で行っている調査であるが、調査項目によっては、「本社と主たる事業所」、又は「主たる事業所」について調査を行っている。

2 前回調査 (平成22年) からの調査項目等の変更点

(1) 調査表記入要領及び調査票様式

調査票記入要領及び調査表様式の2部構成だったものを調査表様式の裏面に記入上の注意を印刷することにより記入担当者の利便を図った。

(2) 所定外労働に係る割増賃金率及び労使協定

1日の所定労働時間及び法定労働時間内の所定外労働についての賃金割増率の設問を廃止し、前回「法定労働時間を超える所定外労働(時間外労働)について」としていた表題を「実働8時間を超える所定外労働(時間外労働)について」と改めた。また、変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況についての項目を独立させ、前回行った企画業務型裁量労働制の労使委員会における労働者を代表する委員数、適用労働者数及び設定されている1日当たりのみなし労働者数についての項目を廃止した。

(3) 特別休業・休暇及び勤務時間短縮制度

前回調査で「特別休暇等制度」としていた表題を「特別休業・休暇及び勤務時間短縮制度」と改め、「私傷病休暇(日単位取得)」及び「私傷病休業(月単位取得)」となっていた項目を合わせ「私傷病休暇(休業を含む)」とした。また、男性労働者が取得できる特別休暇の項目を新設した。

(4) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) への取組状況 前回項目から「夜勤時間数・回数の制限」、「年次有給休暇の付与日数の増」及び「短時 間正社員制度の導入・拡充」の項目は調査していない。

3 表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「 - 」……回答を得ていないもの

「0.0」……0≦該当数値<0.05 であったもの

「*」……回答企業が1社であった調査事項

4 その他

- (1) 産業分類は独自に区分したもので、日本標準産業分類による産業区分とは必ずしも一致しない。
- (2) 産業分類の「その他の産業」には観光、ホテル、情報処理等が含まれる。
- (3) 「調査結果の概要」では、見出しごとに、参照する本文中の表を(表○)と、また、集計表のうち該当する集計表を【集計表第○表】と、表記してある。
- (4) 参考として、本調査で使用した調査票様式を巻末に添付した。